

令和 7 年度教育・保育施設の利用定員の変更について

全国的に待機児童数が減少していることを踏まえ、令和 7 年 4 月に国より、保育の利用定員の「弾力運用（※）」に関して、定員超過における「給付費」の減算調整の要件を見直す旨の通知がありました。このことに伴い、影響を受ける 2 施設と協議・調整し、利用定員を変更する見込みとなったため報告します。

給付費の減額調整の適用を受ける施設等の要件〔2・3号認定こどもの利用定員について〕

【変更前】

直前の連続する「5 年間」常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在籍児童数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものの）が 120%以上にある施設等に適用する。

【変更後】

令和 7 年度から、連続する「5 年間」の期間が「2 年間」に見直された。

なお、同通知において、施設等からの利用定員の変更に係る申請が本年 4 月以降であっても、4 月時点において職員配置基準等の要件を満たしていることが確認できる場合には、遡って認定するよう取り扱うこととされていることから、本変更は 4 月 1 日に遡及して適用します。

1 認定こども園北陽幼稚園・第 2 北陽保育園（学校法人 三溝学園）

施設種別：幼保連携型認定こども園

変更日：令和 7 年 4 月 1 日

変更内容：利用定員

	3 号	2 号	1 号	合計
変更前	15 人	45 人	35 人	95 人
変更後	25 人 (+10)	45 人	25 人 (△10)	95 人

3 号認定子ども・・・満 3 歳未満のこどもで、保育を希望する場合

2 号認定子ども・・・満 3 歳以上の就学前こどもで、保育を希望する場合

1 号認定子ども・・・満 3 歳以上の就学前こどもで、教育を希望する場合

2 認定こども園 千歳青葉幼稚園（学校法人 千歳青葉学園）

施設種別：幼稚園型認定こども園

変更日：令和 7 年 4 月 1 日

変更内容：利用定員

	3 号	2 号	1 号	合計
変更前	—	15 人	105 人	120 人
変更後	—	30 人 (+15)	90 人 (△15)	120 人

※弾力運用

本来、保育児童の受入れに当たっては、利用定員の範囲内であることが基本であるが、待機児童の解消や保護者の希望に沿った入所を図るため、条例等で定める必要面積及び職員の配置基準を下回らない範囲内であれば、施設等の利用定員を超えて児童の入所を認める制度である。